

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人赤碕保育園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年10月18日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回の指摘事項と同様の指摘事項があるので、早急に改善すること。
- ・ 地域社会との関わりとして、「みんなの生活アート展」及び「アプト展」の展示活動を行い、併せて、保育とアートの課題と成果について、地域住民等が様々な観点から議論する場を提供している。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p>(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>今後開催する評議員会において、議事録に作成者氏名を記載する。</p>
2	<p>平成30年11月17日開催の評議員会について、当該評議員会の議案として理事会で事前に決議されていない事項が招集通知に記載され、実際に決議されていた。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前までに各評議員に対して、招集の通知をするとともに、理事会の決議及び招集通知の内容に基づいて評議員会を運営すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>次回開催する理事会において、評議員会の日時、場所、目的である事項等を決議の上、その内容を評議員に通知し、その内容に基づいて評議員会を実施する。</p>
3	<p>理事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、理事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p>	<p>理事1名について、欠格事由に該当しないか等の確認書類(宣誓書)を提出していただいた。</p>

	<p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (法第 44 条第 1 項により準用される第 40 条第 1 項、審査基準第 3 の 1 (5)、(6))</p>	
4	<p>理事長専決規程において、理事長が専決できる施設物品の修繕等に係る契約については 100 万円以下と規定しているが、100 万円を超える契約について理事会の承認を得ていないものがあった(ビジネスフォン設置工事)。 ついては、理事長が専決できる範囲を超える契約については、理事会の承認を得て行うこと。 (定款第 24 条、理事長専決規程第 2 条)</p>	<p>その後、令和 2 年 1 月現在で 100 万円を超える契約はない。今後 100 万円を超える契約がある場合は、理事会の承認を得た上で行う。</p>
5	<p>役員の報酬等について、次のような状況が見受けられた。 ① 役員の報酬等について、定款第 21 条により理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で支給することができることと規定しているにもかかわらず、評議員会において総額の範囲が定められていなかった。 ついては、定款第 21 条の規定に基づき、評議員会の承認を得て、役員の報酬等の総額の範囲を定めること。 なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (法第 45 条の 35、定款第 21 条) ② 平成 29 年 8 月 16 日施行の評議員・役員報酬等支給基準第 4 条第 4 号で規定する理事手当について、内部理事 理事長等手当支給基準を別途定めているが、内部理事 理事長等手当支給基準は平成 29 年 4 月 1 日適用となっていた。 また、内部理事 理事長等手当支給基準が評議員・役員報酬等支給基準の別紙等として位置付けられていなかった。 ついては、内部理事 理事長等手当支給基準も評議員・役員報酬等支給基準にあわせて平成 29 年 8 月 16 日適用とすること。また、他の規程等を準用する場合等は準用</p>	<p>① 評議員会において、役員報酬総額の範囲を定め、役員報酬規程に記載する。 ② また、「内部理事 理事長等手当支給基準」を「別紙」と位置付け、評議員・役員報酬等支給基準と一体のものとなるように修正する。</p>

	<p>する規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙等と位置付け、支給基準と一体のものとして定めること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>（法第 45 条の 35）</p>	
6	<p>理事長の変更（重任）登記が遅延していた（変更日：令和元年 6 月 8 日、登記日：令和元年 6 月 25 日）。また、理事長の住所の変更登記が遅延していた（変更日：平成 30 年 9 月 1 日、登記日：令和元年 6 月 25 日）。</p> <p>については、組合等登記令（昭和 39 年 3 月 23 日政令第 29 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、変更から 2 週間以内に登記を行うこと。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>（組合等登記令第 3 条第 1 項、法第 29 条）</p>	<p>理事長の変更登記を、遅延なく 2 週間以内に行う。</p>
7	<p>公印管理について、公印を使用するときは、押印すべき文書を決裁済文書又は証拠書類と審査照合し、相違がないことを確認の上使用しなければならないとされているにもかかわらず、契約書等への押印について、稟議書を作成しないで押印していた。</p> <p>については、厳格な公印管理を行うとともに、稟議書の作成を徹底すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>（公印管理規程第 6 条）</p>	<p>今後、厳格な公印管理を行い、契約の際には稟議書の作成を徹底する。</p>
8	<p>寄附金品の受入について、理事長又は理事長から権限移譲を受けた者の承認を受けていなかった。</p> <p>については、寄附金品を受け入れた場合には、経理規程第 25 条の規定に基づき、会計責任者は、寄附者が作成した寄附申込書に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにして、理事長又は理事長から権限移譲を受けた者の承認を受けること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>（留意事項 9、経理規程第 25 条）</p>	<p>寄附を受ける場合に徴する「寄附申込書」に、理事長承認印の欄を作った。会計責任者は、寄附申込書において、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を確認し、理事長の承認を受ける。</p>